

仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金交付要綱

(令和6年5月31日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における介護職員の不足に対処し、多様な人材の確保を図ることを目的として、外国人材の確保を行う介護サービス事業者が外国人材を入居させるための借家等の借り上げを行い、その経費を支出した場合に、市が予算の範囲内において、補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 介護サービス事業 介護保険法に規定するサービスのうち、次のア～エを除いた事業をいう。
 - ア 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
 - イ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
 - ウ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入
 - エ 住宅改修・介護予防住宅改修
- (4) 外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）第2条の2に規定する在留資格を有する者のうち、同法別表第1の2の表及び5の表の上欄に掲げる在留資格が、次のいずれかに該当し、該当する在留資格に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる活動に従事する者であって、介護事業所で介護職員として働く者をいう。
 - ア 介護
 - イ 特定技能（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の下欄第1号の区分とし、法務省令で定める産業上の分野は介護分野に限る。）
 - ウ 技能実習（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第9条の規定に基づき認定された同法第8条第1項に規定する技能実習計画に記載する同条第2項第6号の技能実習の内容について職種及び作業が介護に係るものに限る。）
 - エ 特定活動（出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動は、法務省告示で定める経済連携協定に基づき、社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として業務に従事する活動に限る。）

オ その他市長がアからエまでに定める者と同等の資格を持つと認める者

- (5) 宿舎 アパートやマンション等の共同住宅の部屋または一戸建て等の借りている物件をいう。
- (6) 家賃等 家賃及び共益費（管理費）を合算した額で、当月に支払う額を当月分とする。

（補助金の交付対象者）

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 仙台市内において介護サービス事業を行っている法人であること
- (2) 仙台市内に本部を置く法人であること
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと

（市税の滞納がないことの確認等）

第4条 前条第3号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（市税の取扱い）

第5条 第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（補助対象事業）

第6条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、介護サービス事業所に勤務する外国人材の宿舎の借り上げを行う事業とし、次号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 他の制度による補助を受けていないこと
- (2) 借り上げる宿舎（以下「補助対象宿舎」という。）が本市の区域内に存するものであること
- (3) 外国人材が補助対象宿舎に複数で居住する場合には、外国人材1名につき1居室（リビング・ダイニング等の共有部分を除く）を確保すること
- (4) 補助対象宿舎が交付対象者、交付対象者の役員又は従業員、交付対象者の親族その他交付対象者の利害関係者の所有に係るものではないこと
- (5) 補助対象宿舎に居住する外国人材が次に掲げる要件を満たすこと

- ア 交付対象者の運営する本市の区域内に存する介護サービス事業所に 1 日につき 6 時間以上、かつ、1 月につき 20 日以上常態的に勤務する者であること
- イ 交付対象者に継続して雇用されている期間が、当該雇用が開始された日が属する年度の初日から起算して 3 年を超えないこと
- ウ 過去にこの補助金の対象になった外国人材ではないこと

(補助対象経費)

- 第 7 条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象宿舎に月の初日から末日まで外国人材が入居した場合の家賃等とする。
- 2 補助対象経費は、補助対象宿舎に居住する外国人材が家賃等の一部を負担するときは、当該負担する額を除いて算定するものとする。
 - 3 一つの宿舎に外国人材が複数で居住する場合でも、当該宿舎を一部屋とみなして補助対象経費を算定するものとする。
 - 4 交付対象者が申請年度ごとに申請できる補助対象宿舎の部屋数は、一回計年度あたり 3 部屋を上限とする。

(補助金の額)

- 第 8 条 補助金の額は、1 月あたり、補助対象経費の額（その額が 5 万円を超えるときは、5 万円）に 2 分の 1 を乗じて得た額（少数点以下を切り捨てるもの）とする。

(交付の申請)

- 第 9 条 規則第 3 条第 1 項の規定による交付の申請は、仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

- 第 10 条 市長は、前条の規定による申請が到達してから 30 日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、その決定の内容を、仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金交付決定通知書（様式第 2-1 号）により、補助事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請を行った者に対し、仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金不交付決定通知書（様式第 2-2 号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
 - (2) 補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの
- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金事業変更等承認申請書（様式第3号、第4号）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業の申し込みにあたり、当該事業の実施により最大限の効果をもたらすべき必要最低限の経費とするよう留意すること。
 - (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 関係法令、規則、及びこの要綱を遵守すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金交付申請取下書（様式第6号）により行うものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、事業を完了した日から起算して7日以内に、市長に仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め

るときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市外国人材宿舎借り上げ支援補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から実施する。